

第31回高知県地方港湾審議会議事次第

平成21年3月25日(水)10:00～
高知共済会館3F「金鵒」

- 1 開 会
- 2 委 員 紹 介
- 3 仮 議 長 選 出
- 4 会 長 選 出
- 5 会 長 挨拶
- 6 会長職務代理者の指名
- 7 議事録署名委員の選出
- 8 議 事
 - (1) 高知県地方港湾審議会運営規程の一部改正について
 - (2) 諮問事項
 - ア 高知港港湾計画の軽易な変更について
 - イ 宿毛湾港港湾計画の軽易な変更について
 - ウ 高知港臨港地区の分区の変更及び解除について
 - エ 須崎港臨港地区の分区の指定について
- 9 閉 会

第31回 高知県地方港湾審議会 出席者名簿

区分	職名	氏名	代理出席者	出欠
学識経験を有する者 (1号 4名)	高知大学農学部教授	オホシ クニオ 大年 邦雄		
	高知大学教育学部教授	コジマ キョウコ 小島 郷子		欠席
	高知工業高等専門学校教授	イケヤ エリコ 池谷 江理子		欠席
	高知工科大学教授	ナス セイゴ 那須 清吾		
港湾関係者 (2号 5名)	高知港運協会会長	トクヒラ ユタカ 徳平 豊		
	高知県海運組合理事長	オカダ トシオ 岡田 俊夫		
	高知県漁協 女性部連合協議会会長	ハマナカ カズ 濱中 数子		
	高知県工業会会長	キタムラ アキオ 北村 精男		欠席
	関西小型船舶安全協会 高知県支部長	ナカムラ タカシ 中村 隆		
国の地方行政機関の職員 (3号 4名)	国土交通省 四国地方整備局長	キムラ マサシ 木村 昌司	高知港湾・空港整備事務所 所長 北原 政宏	代
	国土交通省 四国運輸局交通環境部長	カドノ タカシ 角野 隆	交通環境部環境物流課 物流振興係長 岡本 徹	代
	高知海上保安部長	イトウ トヨヒコ 伊藤 豊彦	次長 桑田 康生	代
	高知税関支署長	フカミ エイジ 深見 英二		
地元市町村を代表する者 (4号 3名)	高知市長	オカザキ セイヤ 岡崎 誠也	商工観光部 部長 高橋 政明	代
	須崎市長	ササオカ トヨノリ 笹岡 豊徳		
	宿毛市長	ナカニシ セイジ 中西 清二	副市長 岡本 公文	代
知事が必要と認める者 (5号 1名)	高知県商工会議所連合会会頭	ニシヤマ マサオ 西山 昌男		

委員

「第31回高知県地方港湾審議会」

開 会

午前10時開会

○吉井港湾課課長補佐

ただいまから第31回高知県地方港湾審議会を開催致します。私、本日の進行を務めさせていただきます、港湾課課長補佐の吉井でございます。よろしくお願い致します。

委員の皆様方におかれましては、ご多用中のところご出席賜りまして、誠にありがとうございます。

本日の審議会は、委員17名中、代理の方を含めまして14名の方々にご出席をいただいております。従いまして、高知県地方港湾審議会条例第7条第3項の規定による当審議会の成立条件であります2分の1以上の委員の皆様のご出席をいただいておりますので、当審議会が正式に成立しておりますことをご報告させていただきます。

次に、事務局からのお断りでございますが、当審議会は平成12年の第27回の審議会より公開とさせていただいております、傍聴を許可することと致しておりますことと、本日委員の皆様のお席を名簿順とさせていただいておりますことをご了承下さいませようお願いいたします。

また、議事録作成上の都合がありますので委員の皆様方におかれましてはご発言の際、マイクをご使用いただくようご協力をお願い致します。

次に、お手元にお配りしております資料の確認をさせていただきます。

まず、第31回高知県地方港湾審議会資料一覧という一枚のペーパーがございますが、それによりまして確認をさせていただきます。

まず始めに、本日の議事次第でございます。それと出席者名簿と配席図。次に、本日の議事に関することでございますが、高知県地方港湾審議会条例と、高知県地方港湾審議会運営規定案でございます。次に、製本を致しております、「高知港港湾計画書（案）－軽易な変更－」と「高知港港湾計画資料（案）－軽易な変更－」、「宿毛湾港港湾計画書（案）－軽易な変更－」、「宿毛湾港港湾計画資料（案）－軽易な変更－」、あとA4サイズでホッチキス留めにいたしております「高知港の分区指定（案）－変更および解除－」と「須崎港の分区指定（案）－指定－」、以上でございます。ご確認いただけますでしょうか。資料が不足している場合はどうぞ申し出をお願いいたします。よろしゅうございますでしょうか。

委 員 紹 介

○吉井港湾課課長補佐

それではお手元に配布いたしております名簿順に委員の皆様をご紹介させていただきます

す。まず始めに、高知大学農学部教授「大年 邦雄」委員でございます。続きまして高知大学教育学部「小島 郷子」委員でございますが、本日はご都合によりご欠席でございます。次に高知工業高等専門学校教授「池谷 江理子」委員でございますが、本日はご都合により欠席でございます。続きまして、高知工科大学教授「那須 清吾」委員でございます。高知港運協会会長「徳平 豊」委員でございます。高知県海運組合理事長「岡田 俊夫」委員でございます。高知県漁協女性部連合協議会会長「濱中 数子」委員でございます。高知県工業会長「北村 精男」委員でございますが、本日はご都合によりご欠席でございます。関西小型船舶安全協会高知県支部長「中村 隆」委員でございます。国土交通省地方整備局長「木村 昌司」委員でございますが、本日はご都合によりご欠席のため代理といたしまして、高知港湾空港整備事務所長「北原 政宏」様がお出席でございます。続きまして、国土交通省四国運輸局交通環境部長「角野 隆」委員でございますが、本日はご都合によりご欠席のため代理といたしまして、環境物流課物流振興係長「岡本 徹」様がお出席でございます。続きまして、高知海上保安部長「伊藤 豊彦」委員でございますが、本日はご都合によりご欠席のため代理といたしまして、高知海上保安部次長「桑田 康夫」様がお出席でございます。高知税関署長「深見 英二」委員でございます。続きまして、高知市長「岡崎 誠也」委員は本日もご都合によりご欠席のため代理といたしまして、商工観光部部長「高橋 政明」様がお出席でございます。続きまして、須崎市長「笹岡 豊徳」委員でございます。続きまして、宿毛市長「中西 清二」委員は本日もご都合によりご欠席のため代理といたしまして、副市長「岡本 公文」様がお出席でございます。最後になりましたが、高知県商工会議所会頭「西山 昌男」委員でございます。以上、ご紹介をさせていただきました。

仮 議 長 選 出

○吉井港湾課課長補佐

続きまして、仮議長の選出を行いたいと思います。当審議会全委員の任期が平成17年11月をもって満了いたしておりますので、新しい委員によります会長の選出を行わなければなりません。会長の選出につきましては、高知県地方港湾審議会条例第5条第1項の規定により委員の互選によってこれを定めることとなっております。そこでお諮り致したいと思いますが、会長さんが選出されるまでのしばらくの間、西山委員さんに仮議長として議事を進めていただきたいと思いますがいかがでしょうか。ご異議がないようなので、西山委員さんに仮議長をお願いし、議事を進めさせていただくことといたします。それでは西山委員さん、よろしく願いいたします。

○西山委員

おはようございます。皆様方のご推挙によりまして、しばらくの間、仮議長を務めさせていただきますのでどうかよろしく願いいたします。それでは早速ですけれども、会長

選出についてお諮りをいたしたいと思います。先ほど事務局からのご説明もございましたが、会長は委員の互選によってこれを定めるということになっておりますので、どなたかご推挙をお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

○徳平委員

昭和61年より商工会議所の会頭様に議長をお願いしているということ聞き及んでおりますが、西山様の方に会長をお願いしたいと思いますが、いかがでございましょう。

○委員の皆様

異議なし

○西山委員

皆様のご推挙をいただきましたので、まことに僭越ですけれども皆様のご協力を得ましてよろしくお願いたしたいと思います。

○吉井港湾課課長補佐

ありがとうございました。それではここからの議事につきましては、審議会条例第7条2項で審議会において会長が議長となると定められておりますので、改めまして西山会長よろしくお願いたします。

西山会長挨拶

○西山会長

はい、承知いたしました。本審議会は、高知県の重要港湾及び地方港湾に関する重要事項を審査審議するために設置されております。高知県の港湾は県下の石灰産業また生産業など地域経済を支える大切なインフラであります。このため港湾が適正に機能しない場合には、物流コストの増大を招くなどの事態が発生し地域経済の発展を阻害する恐れがあります。こうしたことから、港湾の計画等を作成する場合には関係する方々の意見を十分に踏まえたものとして各港湾の持つ機能が十分に利活用されるものとするのが重要であると考えております。今後、高知新港をはじめとする各港湾の整備等についても、重要な案件の審議が行われることと思っておりますので、皆様のご協力のもと当審議会を通じ地域経済の発展のために寄与できる港湾整備に取り組みたいと考えておりますのでよろしくお願いたします。

会長職務代理の指名

○西山会長

それでは、会長職務代理の指名を行いたいと思います。当審議会条例第5条3項で会長

に事故があるときは会長があらかじめ指名する委員がその職務を代行するとなっておりますので、私から指名をさせていただきます。大年委員さんをお願いをしたいと思いますので、大年さんよろしく願いをいたします。

議事録署名の委員の選任

○西山会長

次に、議事に入ります前に、議事録署名の委員の選任をいたしたいと思います。これは当審議会の運営規定第5条2項によりまして議長が会議の始めにおいて指名することになっておりますので、私の方から指名をさせていただきます。本日の議事録署名委員として徳平委員さんと中村委員さんのお二人をお願いしたいと思いますのでどうかよろしく願いをいたします。

それでは、議事に入らせていただきます。

まず、第一号議案の「高知県地方港湾審議会運営規定の見直しについて」、事務局のほうから説明をお願いいたします。

議事「高知県地方港湾審議会運営規定の見直しについて」

○汲田港湾課チーフ（計画担当）

みなさんおはようございます。私は高知県土木部港湾課で計画担当チーフをしております汲田と申します。では私の方から高知県地方港湾審議会運営規定の見直しについてご説明をさせていただきますと思います。まずお手元にお配りしております「高知県地方港湾審議会条例」、こちらをご覧くださいと思います。こちらの3ページ目に新旧対照表をつけてございますけれども分かりますでしょうか。A4で横書きになっておりまして左に新、右に旧という風を書いてございますけれども、そちらをご覧くださいと思います。

この改正は、平成16年12月20日開催の県議会運営委員会におきまして、今後基本的に法律または政令で就任を定められているもの以外の各種委員会等に県議会委員が就任しないという旨が決定されたことに伴いまして、本条例の第3条第3項から第5号に定めておりました「県議会の議員」及び第6号に定めておりました「県の職員」、こちらの二つの項目の削除をさせていただいたものであります。なお、県の職員については平成13年の審議会より委員就任はすでにしておりませんでした。このことに伴いまして、同審議会条例第3条第1項に記載されておりました員数の上限を20名から、当時県議会の議員で構成されておりました5号委員の総数3名を減じまして17名に改正させていただきました。それと共に、旧条例では第7号委員でありました「知事が必要と認めるもの」を第5号委員にさせていただいたものでございます。

次に、「高知県地方港湾審議会運営規定」の方をご覧くださいませでしょうか。さきほどご説明いたしました本審議会条例の改正に伴いまして、当規定の第3条第1項の方に記載

されておりました代理出席該当委員の項目から第6号を削除する必要が生じたものでございます。お手元にお配りしております資料で、二重線の見え消しで削除を示めさせていただいております。第4号および第6号を削除させていただきますとともに号数が3, 4の2号のみとなりましたので第3号の後に「及び」という文字を追加させていただきまして、その次の「、」も削除、以上のような修正をさせていただきたいと思っております。参考に第3条第1項の方を読まさせていただきます。「条例第3条第3項第3号及び第4号に掲げる委員がやむをえない理由により会議に出席できないときはあらかじめ会長の承認を得てその権限を代行できる者を代理人として出席させることができる。」このように第3条の方の修正をご提案させていただきたいと思っております。

当審議会条例の第9条には審議会の運営に関し必要な事項は会長が審議会に諮って定めるとありますのでこの件についてご審議いただきますようよろしくお願いいたします。

○西山会長

何かご質問ご意見等があれば承りたいと思っております。格別ないようでございますので第一号議案「高知県地方港湾審議会運営規定」につきましては、原案通り改正することといたしますがご承認いただけますでしょうか。どうもありがとうございました。

続きまして第二号議案であります但本日の諮問事項につきまして事務局より説明をお願いしたいと思います。この後で知事ご挨拶に参る予定になっておりますので少し休憩を取らせていただきます。事務局のほうで知事さんがお見えになりましたらまた開会の準備をよろしくお願いいたします。事務局の方、それでいいですかね。

○栗本港湾課長

はい、よろしくお願いいたします。

○西山会長

それでは、知事がお見えになるまで休憩にしたいと思います。

<<休憩>>

○吉井港湾課課長補佐

それでは審議会を再開させていただきたいと思っております。まず知事より挨拶をさせていただきます。

尾崎高知県知事 挨拶

○尾崎高知県知事

委員の皆様方におかれましては大変ご多用の中、第31回高知県地方港湾審議会にご出席を賜りまして誠にありがとうございます。心より御礼を申し上げさせていただきたいと思っております。

皆様方ご存知の通り、今、何とか高知県の経済の立て直しを図りたいということで全体として高知県産業振興計画、こちらを策定させていただいております。本日、検討委員会がありましてそこで最終決定ということになります。先の議会におきましても関連予算につきまして全会一致でお認めをいただいたということでございまして、いよいよ平成21年4月1日より、この産業振興計画を具体的に実行していくということとなるわけでございます。

そういう中でいろんな形で輸出の進行をはじめ国内、国内外の物流のあり方を含めていろんな物事についても今後大きく進展をさせていかなければなりません。その中で高知港、須崎港そして宿毛湾港、こちらも今後の産業振興に当たりまして多くなる力を発揮してもらえる港だと考えておるわけでございます。高知港は県下唯一の国際定期コンテナ航路が就航し、今後の地産外消を推進していく上で国際物流の拠点として発展することが期待をされております。須崎港におきましても、日本有数の石灰石の取扱い港と県全体の港湾取扱貨物量の約半分を占めておることがあります。また宿毛湾港におきましては工業流通団地に一昨年、造船会社が進出をされたということで地域の雇用の推進にも大きな力を発揮していただいております。

本日、諮問させていただいております四つの案件でございますが、これは地元の方々及び利用者の方々より挙げてきた要望に基づいて諮問をさせていただいております。地産外消、高知県の産業の発展に関わってくる重要な事項でございます。大変ご多忙の中恐縮でございますけれども、ぜひともご審議を賜りますよう心よりお願いを申し上げます。本当にお忙しい中恐縮でございますがどうぞよろしくお願い申し上げます。

○吉井港湾課課長補佐

それでは「高知港港湾計画の軽易な変更について」、「宿毛湾港港湾計画の軽易な変更について」、「高知港臨港地区の分区の変更及び解除について」、及び「須崎港臨港地区の分区の指定について」の諮問書を、知事から会長にお渡しをいたします。

委員の皆様には写しをお配りいたしますのでよろしくお願い申し上げます。

どうもありがとうございました。大変申し訳ございませんが知事はこの後、所用がございますのでここで退席をさせていただきます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

それでは改めまして今後の議事進行を西山会長よろしくお願いいたします。

○西山会長

それでは再開をいたしたいと思います。ただ今知事より諮問がありました「高知港港湾計画の軽易な変更について」、「宿毛港湾計画の軽易な変更について」、「高知港の臨港地区の分区の変更及び解除について」及び「須崎港臨港地区の分区の指定について」の四つの審議を委員の皆さんにお願いするわけであります。

まず、「高知港港湾計画の軽易な変更について」事務局より説明をお願いいたします。

諮問事項「高知港港湾計画の軽易な変更について」

○汲田港湾課チーフ（計画担当）

はい、了解いたしました。以後の説明は、前のスクリーンを用いましてご説明させていただきたいと思います。まず本会より初めて委員にご就任の方もおられますので、簡単に高知県の港について説明させていただきたいと思います。高知県下には全部で19の港湾がございます。そのうち高知、須崎、宿毛の3港が重要港湾ということで国の利害に重大な関係を有する政令で定められた港湾の指定を受け管理をしております。残る16港湾につきましては地方港湾として管理しておりまして、そのうち2港においては避難港という指定も受けております。

では簡単ですけれども高知県の港湾の説明を終わらせていただきまして、最初の諮問事項であります「高知港港湾計画の軽易な変更」について説明をさせていただきます。

まず高知港の港湾計画のこれまでの経緯でございますけれども、昭和26年1月に重要港湾の指定を受けたことから始まりまして、昭和35年4月に最初の港湾計画の策定をさせていただきます。その後、昭和45年3月、昭和49年6月、昭和56年6月、平成2年8月、平成12年11月とおおむね10年に1回程度のスパンで港湾計画の改訂という作業をしています。今回お諮りいたします高知港の港湾計画の基本になるものは、平成12年11月の港湾計画になります。その後平成17年3月に港湾計画の軽易な変更のご審議をいただいております。

続きまして、高知港の概要のご紹介ですけれども、港湾区域は1,304haでございます。入港船舶数は平成20年の速報値ですけれども4,910隻の入港実績がございます。これら4,910隻での取扱い貨物量は主に石灰石とか非鉄金属鉱物こういったものを取扱っております。今回ご審議いただく地区は、高知港ではいくつかの地区分けをして管理してございますけれども、そのうちの仁井田地区、こちらをご審議いただくようにしています。

計画変更のご提案のまず一つ目の内容ですけれども、専用埠頭計画の変更を提案させていただいております。左上に既定計画というのがございまして、仁井田地区の北の端に専用ドルフィンがございまして、現在の計画水深は4mという位置づけになっておりまして1700tぐらいの貨物船がセメントの荷役を行っております。こちらにつきまして、船舶の大型化の要請がありましたので、今回こちらの専用ドルフィンの計画水深を5.5m

のドルフィンに見直しを行いたいというふうに考えております。こちらのドルフィンではセメントの荷揚げを主に行っております。従前8万tから9万t程度の取り扱いをずっと行っておりますが、昨年につきましては公共事業の減少等もありまして6万7000tぐらいの取り扱いになっております。セメント会社さんからのヒアリングによりますと今後も6万t程度の取扱いはしばらく行っていくという予定であるとお聞きしております。

次に小型船溜り計画の変更について説明をさせていただきます。左にありますこちらの図が先ほど全体の計画経緯の中で説明しました、平成12年11月の港湾計画の改訂時に計画しておりました小型船溜り計画です。小型船の栈橋自体は短冊型と申しまして、縦に栈橋が並ぶような計画でしたが、この小型船溜りを整備するにあたりまして、県の方で計画を一般に公募して施工提案を受け、もっとも優秀な提案を採用して現場施工するというような手法をとらせていただきました。そのときに最も優秀だと判断された提案がこの右側の図で、縦に4本の栈橋を出す櫛型のご提案を受けまして栈橋計画の変更を平成17年3月に港湾計画の軽易な変更ということでご承認していただいております。このご承認のもとに現場施工が始まりまして小型船溜りの栈橋の全面供用を平成18年8月から開始しています。その後平成18年度末にはプレジャーボート収容隻数が130隻、平成19年度末では190隻、現在、3月23日現在は206隻と順調に係留保管隻数も伸びてきているところ です。

そのような背景がございますので、現在の計画では栈橋の位置づけは持っておるんですが、こちらの利用されるプレジャーボートが出て行くための航路だとか、栈橋周辺の泊地エリアの指定というものが現計画では定めておりませんので、本格的な利用が開始したことに伴いまして栈橋周辺に泊地エリアを指定させていただくと共に、栈橋から航路に出て行くための航路指定というものをさせていただきたいという提案をさせていただいております。

続きまして泊地及び航路泊地計画の見直しですけれども、最初に説明させていただきました専用ドルフィン、こちらの計画水深4mをこちらの5.5mに変更したいということと、小型船溜りの航路を指定させていただきたいということに関連いたしまして、ドルフィンの水深が深くなりますので前面の泊地もあわせて5.5mに深くさせていただきたい、それと小型船溜りから出て行くための航路指定をさせていただきますのでその出た先が現在はずべて泊地という指定になっておりますので、この出た先の一部を航路泊地という泊地なんだけれども船も通行しますよということで周知を図るために航路泊地という名前に名称変更を一部させていただきたいという提案をさせていただいております。

参考なんですけれども、こちら少し図が見にくくて申し訳ございませんが、こちらがご提案させていただいてる専用のドルフィンです。こちらの前面の現状の水深ですけれども、この黒の実線で書かれているところが水深5.5の等深線になります。このエリアではもうすでに5.5の水深が確保できているエリア、こちらも確保できてます。このこういったエリアが現在水深が5.5mに若干足りない、そういう状況になっておりますのでこの

計画変更に伴います浚渫等の工事は非常に小規模なものであると認識をしております。

次に、仁井田のポートパークもあわせまして等深線図を示しておりますけれども、これも少し見にくいですが青のライン、こういった青の実線で書いてるラインが1mの等深線になっております。今回、提案させていただきます泊地のエリアだとか航路エリアが赤の実線になります。すべて青の実線の中にこの赤の実線が入って参りますので今回の泊地指定、航路指定に伴う浚渫等の工事は発生しないと理解しております。

以上で高知港の港湾計画の軽易な変更の説明を終わらせていただきます。

○西山会長

ありがとうございました。「高知港の港湾計画の軽易な変更について」事務局より説明がございましたが、委員の皆様方ご意見ご質問がございませんでしょうか。はいどうぞ。

○大年委員

今回の計画変更に対しての異議はありません。一つ質問ですけれども、浚渫エリアは比較的小規模であるということでしたけれども、そういう今回の計画変更に伴ういろんな工事の施工についての経費的な負担はどこが受け持つのでしょうか。

○栗本港湾課長

その前に専用ドルフィンという聞きなれない言葉がございましたので、そのことを補足させていただきたいと思えます。港湾の船舶が係留する施設には、公共の施設と提案申し上げます。専用の施設とは、特定の事業者が所有し管理しそれから使用する施設でございます。だから今回のドルフィンにつきましても特定の事業者が使用するドルフィンであるということでございます。もう一方の公共岸壁等の公共の施設とは、港湾管理者である県が管理し、不特定の港湾利用者が使用し、港湾利用者が使用ごとに港湾管理者に料金を支払っていただく、港湾管理者はその使用料を原資に維持管理をすることになります。

委員のご指摘のありました今回の計画変更に必要な工事でございますけれども、これは特定の事業者が使用するため、基本的に事業者に行ってくださいということになります。詳細な説明を致しますと、ドルフィンそのものにつきましては、新たな改良を加えなくても既設のもので対応できると確認をしております。それから泊地の浚渫に関しましては多少の浚渫が必要となりますが専用ドルフィンの利用者におきまして平成21年度に浚渫を行うと聞いてございます。

○大年委員

専用ドルフィンですので受益者負担ということからいけば当然そのような形になるだろうことは理解できますけれども、例えば高知港の中にはタナスカの石油基地のように非常に

公共性の高い貨物を取り扱う専用のドルフィンもあります。また、津波等の被害を受けると周辺に二次災害を引き起こす可能性の高い施設もあろうかと思えます。そういったことに対して公共の部分がある一定の支援を行って耐震性能を高めるとか、例えばなんか被害があったときでも軽微なように済むようになんらかの負担をするとか、先ほど言われた公共用のものと専用のものという明確な区分では無く、専用施設ではあるけれども公共性の高いものに対しては、何らかの公的な支援もしても私はいいのではないかなという意見を持ってるんですけど、そのあたりを管理者として検討していただければありがたいかなと思えます。

○栗本港湾課長

ちょっとプロジェクターをお願いします。2枚目をお願いしたいのですが。タナスカの地区を少しポインターで押さえてもらえませんか。

委員のご指摘のありました石油基地は図面に示しておりますタナスカというところでございます。このタナスカ基地には石油製品を扱っている企業が集積してございます。県内の家庭用あるいは業務用で販売されている石油製品の97%から98%がこの地区で取り扱われているとのことでございます。まさに委員のご指摘のように、この石油製品というのは単なる通常の貨物とは違う側面を持っております。ご指摘にありましたように例えば被災後、復旧復興のことを考えてもそのエネルギーとして石油製品は不可欠な物になります。そういう意味では非常に公益性、公共性の高い貨物を扱っていることがいえようかと思えます。

ただ、現在の公共事業制度の中では非常に難しい面がございます。先ほど申しましたような公共岸壁、公共の施設と専用の施設という色分けで考えると非常に難しい、公共の支援というのは非常に難しい面があるんですけども、今後勉強していく必要があると考えております。そのためには委員の皆様方にいろいろご相談させていただきたいこともあろうかと思えますのでよろしくお願ひしたい、と思っております。

○西山会長

そのほかにご意見ご質問等ございませんでしょうか。

それでは他にはご意見もないようでございますので、今回の議案には特に反対ということではないようですので賛成とさせていただきますと思います。それでは、原案を適当であると認めるといことで答申をすることを決定いたしたいと思えますがよろしゅうございましたでしょうか。

○委員の皆様

異議なし

○西山会長

はい。どうもありがとうございました。

それでは原案を適当であると認めるということで答申をさせていただきます。

続きまして「宿毛港湾の港湾計画の軽易な変更について」事務局より説明をお願いいたします。

諮問事項「宿毛湾港の港湾計画の軽易な変更について」

○汲田港湾課チーフ（計画担当）

はい、それでは前のスクリーンを用いまして説明をさせていただきたいと思います。

宿毛湾港の港湾計画の軽易な変更なんですけども、まず先ほどの高知港と同じように宿毛湾港の現在の港湾計画の経緯について最初に説明をさせていただきます。宿毛湾港は昭和61年の6月に重要港湾の指定を受けてございます。その後同年の10月に最初の港湾計画の策定をしてあります。その後平成14年10月に第1回目の港湾計画の改訂を行っておりまして、今回ご審議いただく計画の母体となるものは、このときの計画になります。現在の宿毛湾港の概要ですが港湾区域は1,960haございまして、平成19年の統計調査によりますと入港船隻数は3,795隻、これらの船で取り扱ってる貨物は主に宿毛フェリーがメインになりましてその他に砂砂利だとか石材こういった貨物を取り扱っておりまして合計で14万2千t取り扱われております。今回ご審議いただきますエリアなんですけれども宿毛湾港も同じようにいくつかの地区で管理させていただいております。そのうちの赤丸で囲みました池島地区、こちらの計画についてご審議させていただきたいと思っております。

では提案させていただく内容なんですけど、その前に池島地区の概要の説明をさせていただきたいと思います。こちらにつきましては、今現在、県及び国において整備途上の地区でございまして、現在の整備の進捗状況を説明いたしますと、まず、①こちらになりますけど昭和61年から平成6年にかけて小型船溜りを整備をさせていただいております。続きまして、②こちらの公共岸壁ですけれども、こちらは平成元年から13年にかけて13m岸壁と7.5m岸壁施設の整備をさせていただいております。次に緑地こちらの青いところですが、こちらの緑地、緑地Ⅰというふうに整理させていただいておりますけれども緑地Ⅰの整備を平成6年から14年にかけて整備をさせていただいております。次に、防波堤整備ですけれども、これは少し遅れましたが、④この防波堤整備を平成15年から21年にかけて整備をし、まもなく完成する予定になっております。最後に、⑤こちらですけれども、こちらに緑地Ⅱというものを計画してございましてこれが本年度より施工が開始されているところです。

以上のような整備状況になっておりまして、残った整備としましてはこの防波堤に池島第二防波堤だとか、本年度より施工されました緑地の残工事といったものが工事として残ってございます。今回ご提案させていただきます計画変更は、現在の臨港道路施設計画の見

直しを提案させていただきたいと思っております。現在の道路計画は2本ありまして、まず、臨港道路2号線このL字型のものなんですけれども、この2号線とこちら宿毛市外へスムーズに港湾発生貨物を移動させるための1号線、この2本の道路計画を持ってございます。2号線の道路につきましては平成9年から13年にかけて整備済み、となっております。1号線はまだ整備が取り掛かれてないところなんですけれども、既定の臨港道路施設計画では、こちらに樺先山という標高50m程度の小さな丘がありましてこちらの山をオープンカットをして道路整備するような計画となっております。今回の臨港道路施設計画の見直しなんですけれども、このせつかく残っています自然の山を大規模にオープンカットすることによる環境への影響の低減を図っていきたいと考えておりまして、こちらの山を迂回するような道路法線で見直しを提案させていただきたいと思っております。

次に緑地計画についても見直しを考えておりまして、先ほど整備計画の経緯で申しました緑地Ⅰ、緑地Ⅱという2つの緑地で、現在計画として、全体で6.9haの緑地面積を予定しております。一方で、この池島地区全体の開発面積は、と申しますと、こちら表で示してありますとおり全体で33.7haございまして、緑地率というのが全体の20%となっております。一方、この池島地区の計画にはこういったところに工業用地計画を持っておりまして、工場の立地を促進させていただいているところなんですけれども、こういったところに工場が立地するときには工場立地法という法規制がございまして、そちらで全体の緑地率を25%確保することが定められております。今の港湾計画では20%の緑地しか整備計画を持ってございませぬので残る5%というのを立地する企業さんが自ら、自らの土地の中に整備していく、という整理をさせていただいているところなんですけど、先ほどご説明しましたように道路法線を見直しまして山のオープンカットを取りやめることが可能となりましたら、こちらの山が残地森林として残りますので、こちらを正式に緑地Ⅲと計画上の位置づけをさせていただきまして、緑地の面積を全体に6.9から10haへと大きくしたいと、そうすることによって全体面積の27%の緑地面積率を確保しまして今後立地してくる企業さんの事業負担を少なくしていこう、そういうご提案をさせていただきたいと思っております。

以上が宿毛湾港の港湾計画の軽易な変更の提案の内容となっております。

最終的な港湾計画図はこのような予定となっております。以上です。

○西山会長

ありがとうございました。宿毛湾港の港湾計画の軽易な変更について事務局より説明がありました。委員の皆様のご意見ご質問があれば発言をお願いします。はい、どうぞ。

○濱中委員

濱中です。意見ではございませぬ。私の気持ちですけど、この計画ですが、本当に良かったなと思っております。宿毛の山はそんなに大きい山ではありませんけれども、今、港を

守る、海を守るというのは山を守るのと同じくらい大事なんです。ですから山を壊さないで迂回路を作って山を残すという計画でしたらお魚のためにもいいんじゃないかなと思って、とって私には喜ばしいことだと思っています。今後もこういう計画が出たときは出来るだけ自然を壊さないでやっていただきたいなとこのように思っています。ありがとうございました。

○西山会長

どうもありがとうございました。他にご意見ご質問等、ございませんでしょうか。ただ今のご意見は賛成というご意見でございました。ご意見は他にないようでございますので、原案を適当であると認めるということで答申を決定いたしたいと思っておりますがいかがでしょうか。

○委員の皆様

異議なし

○西山会長

どうもありがとうございました。それでは原案を適当であると認める、ということで答申をさせていただきます。

それでは「高知港の臨港地区の分区の変更及び解除について」事務局より説明をお願いいたします。

諮問事項「高知港の臨港地区の分区の変更及び解除について」

○汲田港湾課チーフ（計画担当）

はい、それでは高知港の臨港地区の分区の変更及び解除について、先ほどと同じようにスクリーンを用いまして説明をさせていただきますと思います。

高知港の土地利用の状況なんですが、この高知港の平面図の中で色が塗ってあるところ、こういったところが港湾法にもとづく分区指定というのを行っておりまして、土地利用に規制をかけているところでございます。ただし赤枠で囲んでないところ、こういった種崎だとか横浜のこういう緑の部分、これについては今後の予定ということで着色をさせていただいております。そのほかについては現在こういった規制をかけてますという図になってございます。今回見直しの提案をさせていただきたいのは、この赤丸で囲んであるところで、1つは弘化台地区、それと北タナスカ地区、この2地区について変更の提案をさせていただきたいと思っております。

まず最初に、弘化台地区の説明をさせていただきますと、弘化台地区の現在の土地利用規制ですが、まず南半分こちらの黄色い部分に高知市の市場が立地していることもありまして水産物を主に取り扱い、また漁船の出港等の準備を行わせる地区ということで漁港区、

という位置づけをさせていただいております。北半分、紫のところですが、こちらには西側に公共岸壁がございまして一般の資材等の荷揚げが行われておりますので、旅客または一般貨物を取り扱わせることを目的とする区域といたしまして、商港区という指定をさせていただいております。この指定をさせていただいたのは昭和47年11月17日ということになっております。その後40年近くたちまして現状の土地利用が当初の想定から変わってまいりましたので見直しを行いたいと考えています。土地利用で大きく変わったのが、まず真ん中に県道桂浜**宝永線**というのがございまして、こちらで土地利用が一体的に出来なくて分断されているということもございまして、この県道を挟みまして東側、今回、白地にしようとする提案をさせていただいているところですが、こういったところが港湾施設と一体となった利用がなされていないような状況になっております。現状の土地利用を見ますと分区指定をする必要性が今のところ薄れてきているのかなということもありまして県道を挟んで東側、この緑のエリアを白地として分区指定の解除を行いたいと考えています。当然、臨港地区の指定はそのまま残るんですけども、臨港地区の中で法規制をかけます分区という指定からは解除させていただいたらという提案をさせていただいております。

次に解除したらどうなるか。ということ若干補足しておきますと、港湾法上の土地利用規制を解除しますと、その下に都市計画法上の都市規制というのがかかっておりますので、これが浮かび上がってくるような状態になりまして、弘化台地区は都市計画法上は商業地域という指定を受けておりますので、都市計画法上の規制で今後は土地利用を管理していく状況になろうかと思っております。

続きまして北タナスカ地区のご説明をさせていただきます。北タナスカ地区の現状ですが、昭和47年の11月17日に分区指定というのがございましてその後2回ほど若干線引きの仕方で多少の変更はしておりますけれどもほぼ当時の指定の状況で現在に至る状況でございます。当時の指定の方針ですけれども、まずこちらにも西側に公共の岸壁がございまして、こちらを遠洋漁業基地として活用していこうということで弘化台地区でご説明した漁港区という指定をさせていただいております。残る青いところですが、こちらにつきましては主に全農さんが立地しておりまして、当時は大量の油粕を南側にあります全農さんの専用バースで取扱い県内に配送していくという業務形態をとられておりましたために特殊物資港区という指定をさせていただいております。現状ですが、現状の北タナスカ地区はちょっと写真が暗くて見にくくて申し訳ないですが、公共岸壁の利用は県の海洋調査船の休憩だとか砂利船の休憩利用に限定されているところでございます。特殊物資港区の基本となりました全農さんにつきましても、現在は油粕を大量に専用バースからの入荷するような業務形態はされていないし、また、お聞きするところによりますと今後もそういう予定はないということでございますので、商港区といたしまして分区指定の中で最も自由度の高い港区指定で色塗りの変更をさせていただきまして、もう少し自由な土地利用をしていただけたらなということで提案をさせていただいております。

これら2地区への事務局側から関係者への説明の状況なんですけれども、弘化台地区につきましては平成20年の8月4日に町内会役員さんへの説明をさせていただきました。その後22日は町内会全体への説明会を行っております。またタナスカ地区につきましては町内会といった組織がございませんので、平成20年9月18日から10月の20日にかけて関係する7社すべての方への説明を済ましておるところでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。

○西山会長

どうもありがとうございました。

「高知港の臨港地区の分区の変更及び解除について」の事務局より説明がありました。委員の皆様のご意見、ご質問等受けたいと思いますが、ございますでしょうか。

格別ご意見もないようですので、原案を適当であると認めると答申することに決定をいたしたいと思いますがいかがでございましょうか。

○委員の皆様

異議なし

○西山会長

はい、どうもありがとうございました。それでは原案を適当であると認めると答申することに決定をさせていただきます。

それでは続きまして、「須崎港の臨港地区の分区の指定について」事務局より説明をお願いいたします。

諮問事項「須崎港の臨港地区の分区の指定について」

○汲田港湾課チーフ（計画担当）

はい、度々で申し訳ございませんが、最後の事案をスクリーンを用いまして説明をさせていただきますと思います。

まず、須崎港の経緯ですけれども昭和30年の3月に重要港湾指定を受けてございます。その後昭和47年の12月に港湾計画を策定しまして、昭和58年、平成11年と港湾計画の改訂をしまして、現在須崎港の港湾計画の母体となっているものは、平成11年3月の改定計画が母体となっております。その後平成15年の12月に計画水深の変更等が一部ございまして、軽易な変更をさせていただいております。須崎港の概要ですが、港湾区域は315haでございます。入港船舶数につきましては平成19年統計調査によりますと3,797隻入港がございまして、それらの船で主に石灰石だとかセメント、石炭、木材といったものを取り扱っております合計で1,737万2千tの取扱貨物量がございまして、須崎港につきましても、いくつかの地区で管理をしております、今回ご審議いた

きますところは、この港町地区、赤の丸で囲んであるこのエリアをご審議いただきたいと思っております。

現在の臨港地区の指定の状況ですけれども、ハッチングで色がついているところ、緑が漁港区、ピンク色が商港区、青いところが工業港区、黄色がバンカー港区、とこういった土地利用の規制、分区指定をさせていただいております。一方でこの赤の実線で囲んだエリア、このエリアにつきましては、平成10年から19年にかけてこの木材団地から速やかに木材貨物を国道等の主要な道路に搬出していくための臨港道路整備を県で施工し、平成19年の7月に供用開始いたしました。このことを契機としまして、昨年、平成20年の6月に都市計画審議会のほうで臨港地区の指定をしていただきました。そのエリアがこの赤で囲んだエリアとなっております。で、今回ご審議いただくのは、この臨港地区という枠を決めていただきましたので、ここを、地方港湾審議会で土地利用規制を今後どうしていくのかをご審議していただきたいと思っております。こちらが提案の内容ですけれども、赤で囲んだエリア、大きく4つのブロックに分かれようかと思うんですけれども、そのうちの3つのブロック、赤で囲んだままで中に色が付いてないこの3つエリアですけれども、こういった3つエリアにつきましては、現在、国が湾口に施工してます津波防波堤のケーソンの製作だとか被覆ブロックの製作ということで平成20年代半ばごろまではブロック製作ヤードとしてご利用いただくとお聞きしております。そういった状況でありますので、今回色塗りをして土地利用の規制をかけていくことは見送ってはどうかと思っております。

最後に残りました、この青でご提案させていただいているところでございますけれども、このエリアにつきましては現在、木材団地さんが立地しておりまして、外材を輸入されて、こちらで製材し出荷していくといった業務形態で土地利用されております。このような土地利用の状況を見ますと工業港区として今後管理していつてはどうかということで提案をさせていただきたいと思っております。

以上が須崎港の提案内容ですが、参考に説明会の実施の状況を報告しますと平成21年2月12日に午前、午後と2回に分けて午前中に木材団地の関係者への説明会、午後に埠頭協会関係者への説明会、とこういったもので既に説明させていただいております。以上で終わります。

○西山会長

事務局より説明ありがとうございました。何かこの変更案についてご意見、ご質問等ございませんでしょうか。

格別ないようですので、原案を適当であると認めると答申をするということに決定をいたしたいと思っておりますがいかがでしょうか。

○委員の皆様

異議なし

○西山会長

異議なし。ということで、それでは原案を適当であると認めるということで答申をさせていただきます。

以上で本日の議事はすべて終了でございますが、委員の皆様におかれましては、知事のご挨拶もありましたように今後の産業振興計画をはじめ、高知県の浮揚に向かっては港湾というのは大変重要なことですので、今後ともよろしく願いたいと思います。長時間にわたりましてご審議を賜りまして大変ありがとうございました。これを持ちまして、議事の進行役を終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

○吉井港湾課課長補佐

西山会長さん、本日の議事進行大変ご苦労様でした。ありがとうございます。

また、委員の皆様には長時間にわたりましてご審議いただきまして大変ありがとうございます。途中、事務局側の都合で若干休憩時間が長くなりすぎてしまったこと、ご迷惑をおかけしたことをお詫び申し上げます。

これを持ちまして本日の日程はすべて終了いたしました。また今後とも委員の皆様方におかれましてはよろしく願いをいたしたいと思います。どうもありがとうございました。

以上のとおり相違ございません。

平成21年 4月 15日

議事録署名委員

同
